徳島市教育振興基本計画 (第2期)

~概要版~

平成27年3月

徳島市教育委員会

1 計画策定の背景と趣旨

グローバル化やICTの進展などに伴い、世界全体が急速に変化する中にあってわが国は、産業の空洞化や生産年齢人口の減少などの社会情勢の激変に加え、東日本大震災などの自然災害や原子力発電所の事故に伴う複合的災害により、かつてない危機的な状況に直面しています。

これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するためには、社会を構築するすべての人が、当事者として危機感を共有し、それぞれの現場で行動することが求められています。

その中で、教育こそが「人の絆」を強め、その絆のもとで人々は多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにします。また、教育のもつ力こそが、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤となることを改めて認識する必要があります。

本市では、教育基本法の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画として、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画」を策定し、「かがやきの人づくり~文化を育み、未来へ飛翔する人づくり~」を基本目標に掲げ、7つの基本方針に基づき各種教育施策に取り組んでいます。

しかし、第1期計画を策定した以降の社会情勢の変化や諸課題の深刻化、教育現場やスポーツ界における体罰や暴力などの問題、加えて東日本大震災を教訓とした防災意識の高揚など、教育を取り巻く状況の大きな変化に柔軟に対応できるよう計画の項目や内容を見直す必要が生じています。また、一方では、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本の歴史や伝統文化、国語に関する教育を推進し、国際社会に生きる日本人としての自覚を育むことが求められています。

こうした状況の中、平成26年度で終了する第1期計画の成果と課題を検証しながら、改めて本市教育の方向、目標を定め、今後講ずるべき施策を示した新たな指針となる徳島市教育振興基本計画(第2期)を策定するものです。

【参考】 教育基本法(平成18年12月22日施行)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必 要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、 公表しなければならない。
 - 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方 公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよ う努めなければならない。

2 基本的性格

- (1) 本計画は、対象範囲を学校教育、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とします。
- (2) 本計画は、第4次徳島市総合計画から教育分野を抽出・肉付けした分野 別計画であり、また、教育委員会が所管するものを根幹とするも、それ以 外の各種計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ります。
- (3) 本計画は、今後の社会情勢の変化を見据えた平成27年度から平成31 年度までの5カ年間の計画とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、 遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示します。

(4) 本計画は、上記の教育基本法第17条第2項の規定(努力義務)に基づ く計画とします。

3 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、学識経験者や公募による市民、関係団体の代表者からなる市民会議「徳島市教育振興基本計画(第2期)策定委員会」を設置し、その意見を計画に反映させるとともに、教育委員会内組織として「徳島市教育振興基本計画(第2期)策定検討委員会」「徳島市教育振興基本計画(第2期)策定検討委員会作業部会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行い、計画の中間取りまとめ案を作成しました。

4 基本理念

当計画においても第1期計画に引き続き、次のとおり3つの理念を継承します。

- ・ 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に 主体的に取り組める人を育成します。
- ・ 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間 力」を備えた人を育成します。
- ・ 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市 独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

このような理念の下で、徳島市教育委員会は、

「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、 『教育文化都市徳島』の実現を目指します。

5 基本目標

かがやきの人づくり ~文化を育み、未来へ飛翔する人づくり~

この達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

そのために、具体的な方針を次のとおりとします。

基本方針 1 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を取捨選択できるよう、さまざまな領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 生涯学習施設の整備・充実

基本方針2 「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育においては、「生きる力」の育成を基本とし、幼児・児童生徒が、自ら学び、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。

- (1) 幼稚園教育の充実
- (2) 義務教育の充実
- (3) 高等学校教育の充実
- (4) 確かな学力の育成
- (5) 豊かな心の育成
- (6) 健やかな体の育成
- (7) 特別支援教育の充実
- (8) 社会の変化に対応する教育の推進
- (9) 魅力ある食育の推進

基本方針3 信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入 に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。 さらに教育の組織運営体制の充実を図ります。

- (1) 教育環境の充実
- (2) 信頼される学校づくりの推進
- (3) 教育の組織運営体制等の充実

基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育及び社会教育において、これまで推進してきた同和 教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれ る社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

- (1) 学校教育における人権教育の推進
- (2) 社会教育における人権教育の推進

基本方針5 心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 青少年活動の充実
- (3) 健全育成体制の充実と環境整備
- (4) いじめ・不登校問題への対応

基本方針 6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振 興

生涯にわたるスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに関わり、地域に根ざした市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めるとともに、そのための施設設備の整備を推進します。

- (1) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

基本方針7 郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

- (1) 文化財の保存と活用の推進
- ② 文化財に親しむ機会の充実

徳島市教育振興基本計画(第2期)(概要版)

発行日:平成27年3月27日

発 行:徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/

編 集:教育委員会 総務課

電 話:088-621-5405 FAX:088-624-2577